

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和 7 年度センサーカメラによるニホンカモシカ生息状況調査業務委託
- (2) 委託契約期間 契約締結から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県生活環境部自然保護推進室自然保護班

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話 097-506-3037

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という。）上に令和 7 年 7 月 3 0 日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。

4 また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

5 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 共同利用型電子入札システムによる入札参加申請期間

(1) 期 間 自 令和7年7月30日(水) 10時00分
至 令和7年8月 4日(月) 17時00分

7 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

(1) 期 間 自 令和7年8月 5日(火) 10時00分
至 令和7年8月 8日(金) 10時00分

8 共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年8月 8日(金) 12時00分 頃

9 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行例第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札金額を共同利用型電子入札システムにより通知する。

10 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

11 契約保証金に関する事項

免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、共同利用型入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。